

へ設立 球球野球プロ

県内初、宮古は準本拠地

来年1月にチーム始動

県内初のプロ野球球団が設立される。宜野湾市と浦添市を本拠地、宮古島市はサブ（準）本拠地となる。3月に19日、球団事務所を開設した。新球団を設立するBASEの北川智哉社長は「県民の野球熱の受け皿として、将来は日本プロ野球機構（NPB）への参入を目指す」と話した。チームの宮古島での活動は年間118日、10月から3月を想定している。

設立する球団は四国アイランドリーグなどの既存の独立リーグに属さない、独自のプロ球団。NPBの2軍、3軍や社会人、既存の独立リーグなどと交流試合

を想定している。7月に球団運営法人を設立し、10月にはチームスタップを決め、11月には入団選手を選抜するトライアウトを実施。12月に入団選



プロ野球球団設立をアピールする北川社長（右）と宮古島事務所の柴田政哉さん=18日、本社

交流生からマウイ

スクール体験交流事業

「宮古はフレンドリー」

「2019年宮古島・マウイ島スクール体験相互交流事業」で来島した生徒らが18日、市役所平良庁舎に下地敏彦市長を表敬訪問した。ホストファミリー宅で



下地市長（前列中央）と一緒に記念撮影するケイラさん（同左から2人目）と、クインシンさん（同右から2人目）=18日、市役所平良庁舎

宿泊しながらの体験交流を楽しんでいる生徒たちを歓迎した下地市長は、「文化の違いを学んで」などと呼び掛けた。来島した生徒らはホストファミリーや宮古の児童生徒らとの交流など行っている

表敬したのは交流生のケイラさんとクインシンさん、引率者らで自己紹介の後、下地市長と意見交換などを行った。宮古島の印象についてケイラさんは「ハワイとあまり違いはないと感じているが日本の文化の違いを知りたい」、クインシンさんは「宮古島の人たちがとてもフレンドリーで橋が感動した。ハワイでは橋がないのでこうして島が繋がっているのが素晴らしい」と話した。

下地市長は来島を歓迎するとともに「初めて宮古島を訪れて宮古島の高校生たちとができてう。せっかくの違いをくつつくって砂川地区の市内の砂川小学校長を訪れ、バレーボール大会にレーポーターエローユナを贈呈した。安彦社長も頑張った。

砂川

砂川地区の市内の砂川小学校長を訪れ、バレーボール大会にレーポーターエローユナを贈呈した。安彦社長も頑張った。

手を正式決定し、来年1月1日にチームが始動する。

選手30人、スタッフ5人、計35人程度を想定している。選手は県内出身者やNPB球団退団者らが考えられるという。

18日に宮古毎日新聞社を訪れた北川社長は「沖縄の野球熱はとても高い」と観客動員にも自信を見せ、

2019年度児童手当・特例給付の現況届の受け付けが今月22日から始まる。市内の対象は3819件と

必要の手続きとなっており、市児童家庭課では期間内に手続きをするよう協力を求めている。届出の提出がない場合は6月以降の手当が受けられなくなる。

現況届受付忘れずに対象3819件市児童家庭課

2019年度児童手当・特例給付の現況届の受け付けが今月22日から始まる。市内の対象は3819件と

必要の手続きとなっており、市児童家庭課では期間内に手続きをするよう協力を求めている。届出の提出がない場合は6月以降の手当が受けられなくなる。

受け付けは午前9時まで。城辺、

宮古島でキャンプ、社会人との練習試合。4月から9月は沖縄本島、関東遠征、四国独立リーグとの対抗戦など。10月から12月は宮古島での自主練習などを計画している。

必要の手続きとなっており、市児童家庭課では期間内に手続きをするよう協力を求めている。届出の提出がない場合は6月以降の手当が受けられなくなる。

受け付けは午前9時まで。城辺、

必要の手続きとなっており、市児童家庭課では期間内に手続きをするよう協力を求めている。届出の提出がない場合は6月以降の手当が受けられなくなる。

必要の手続きとなっており、市児童家庭課では期間内に手続きをするよう協力を求めている。届出の提出がない場合は6月以降の手当が受けられなくなる。

受け付けは午前9時まで。城辺、

必要の手続きとなっており、市児童家庭課では期間内に手続きをするよう協力を求めている。届出の提出がない場合は6月以降の手当が受けられなくなる。

必要の手続きとなっており、市児童家庭課では期間内に手続きをするよう協力を求めている。届出の提出がない場合は6月以降の手当が受けられなくなる。

受け付けは午前9時まで。城辺、

必要の手続きとなっており、市児童家庭課では期間内に手続きをするよう協力を求めている。届出の提出がない場合は6月以降の手当が受けられなくなる。

必要の手続きとなっており、市児童家庭課では期間内に手続きをするよう協力を求めている。届出の提出がない場合は6月以降の手当が受けられなくなる。

受け付けは午前9時まで。城辺、

必要の手続きとなっており、市児童家庭課では期間内に手続きをするよう協力を求めている。届出の提出がない場合は6月以降の手当が受けられなくなる。

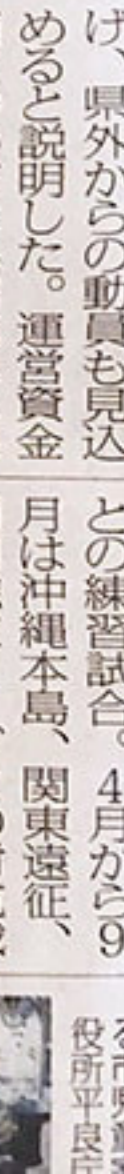
必要の手続きとなっており、市児童家庭課では期間内に手続きをするよう協力を求めている。届出の提出がない場合は6月以降の手当が受けられなくなる。

受け付けは午前9時まで。城辺、

必要の手続きとなっており、市児童家庭課では期間内に手続きをするよう協力を求めている。届出の提出がない場合は6月以降の手当が受けられなくなる。

必要の手続きとなっており、市児童家庭課では期間内に手続きをするよう協力を求めている。届出の提出がない場合は6月以降の手当が受けられなくなる。

受け付けは午前9時まで。城辺、



現況届の手続きをする市児童家庭課職員ら